

駐車監視員活動ガイドライン

活動方針

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、駐車車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。(交通(反則)切符を作成したり、金銭を徴収したりすることはありません。)

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

※ 赤字表示は、改定箇所です。

重点路線

◎重点路線

路線(区間)	重点時間帯
市道:ユニオン通り(鎌ヶ谷市東道野辺5-19-15先交差点付近から鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷3-16-1先交差点付近の間)	7:00~0:00
市道:新鎌通り(鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-11-8先交差点付近から鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1先交差点付近の間)	7:00~0:00
市道:鎌ヶ谷駅東通り(鎌ヶ谷市道野辺本町1-3-1先交差点付近から鎌ヶ谷市右京塚6先交差点付近の間)	7:00~0:00
県道8号:主要地方道船橋我孫子線(鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷4-8-11先交差点付近から鎌ヶ谷市道野辺本町1-4-31交差点付近の間)	7:00~0:00
市道:鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷1-14-1先交差点付近から鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷1-15-1先交差点付近の間	7:00~0:00
市道:鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷1-18先交差点付近から鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷1-13先交差点付近の間	7:00~0:00

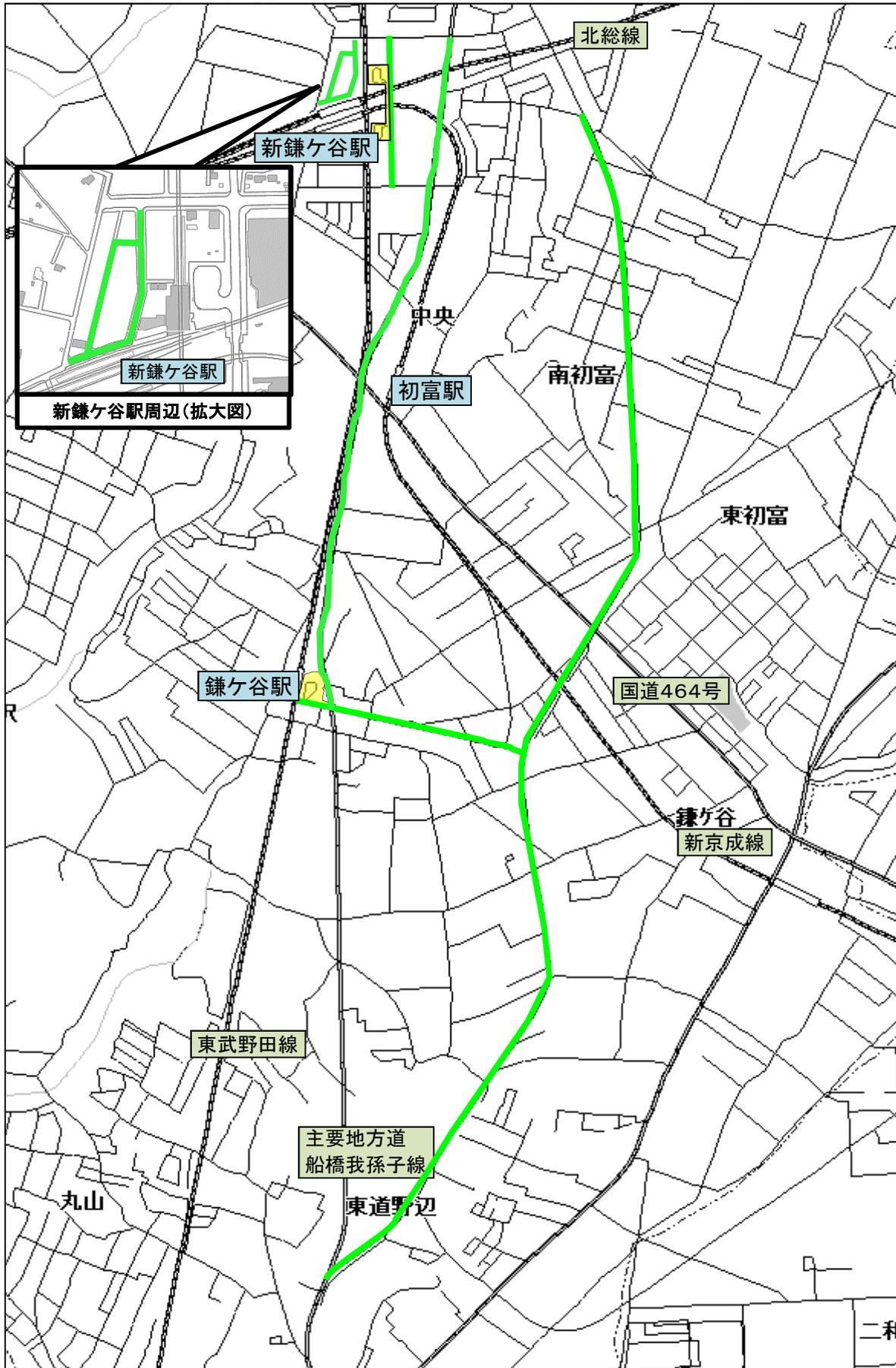
重点地域

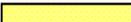
◎重点地域

地域	重点時間帯
東武鎌ヶ谷駅東口ロータリー	7:00~0:00
東武新鎌ヶ谷駅ロータリー	7:00~0:00

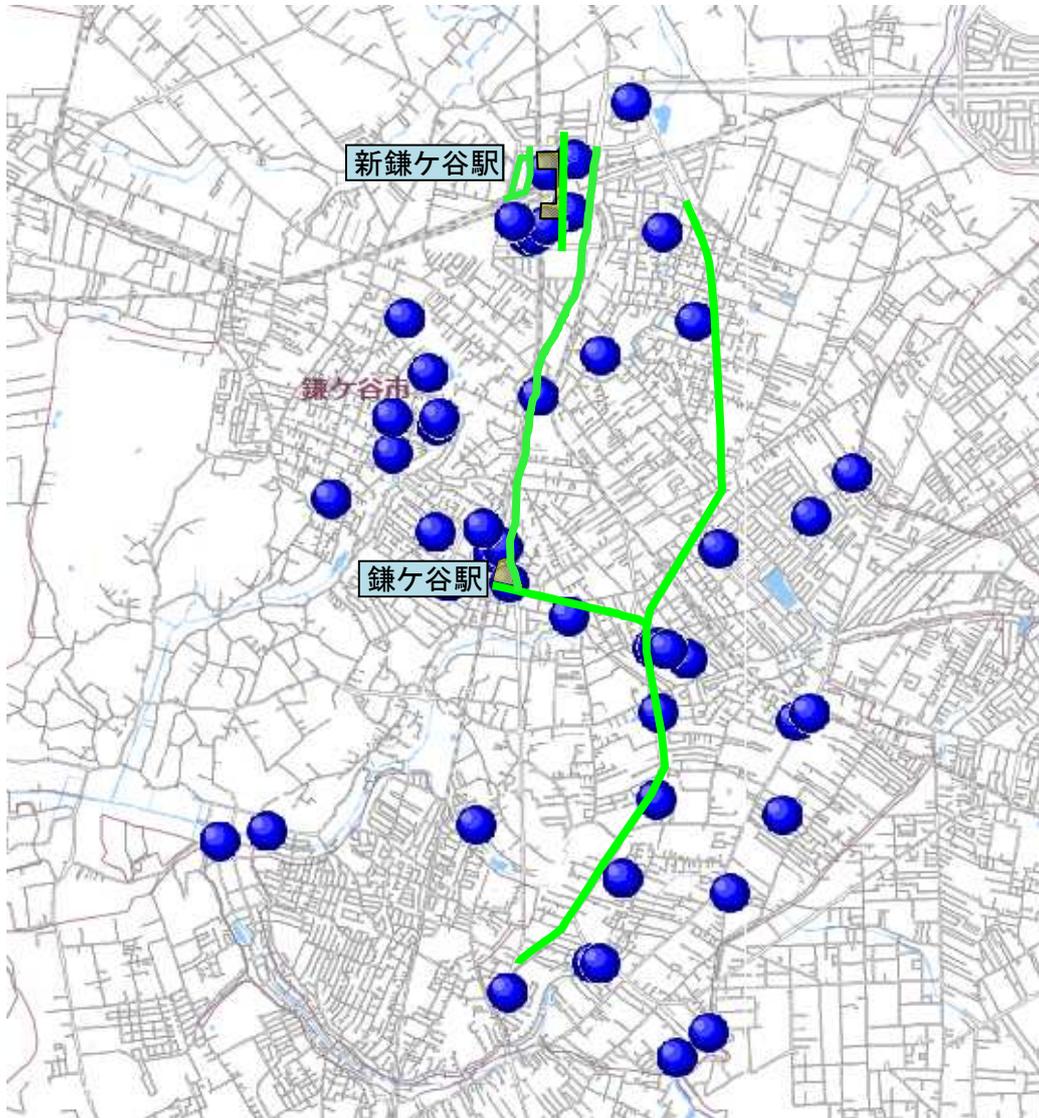
千葉県鎌ヶ谷警察署

鎌ヶ谷警察署管内の駐車監視員活動ガイドライン



- 凡例
- 重点路線 
 - 重点地域 

鎌ヶ谷警察署 放置車両確認標章取付け状況



- 凡例
- ～ 重点路線
 - 重点地域
 - 標章取付場所
(令和3年中)
- ... 重点路線 (Green line)
- ... 重点地域 (Yellow shaded area)
- ... 標章取付場所 (Blue dot)

注意：この図に示されている地点は、駐車監視員及び警察官が、放置車両の確認を行った付近を表しており、違反場所そのものを表示するものではありません。また、放置車両確認標章(駐車違反ステッカー)の取付け件数を表示しているものでもありません。